

令和8年第2回教育委員会会議

1 日 時

令和8年2月25日(水)

開会 10時00分

閉会 10時20分

2 場 所

県庁行政庁舎 17階 教育委員会室

3 出席者

酒井雅洋教育長、新屋長二郎委員、眞鍋知子委員、新家久司委員、高野勝委員、辻奈穂子委員

4 説明のため出席した職員

塩田憲司教育参事、山本一彦教育次長、村本治男教育次長、筒井諒太郎教育政策課長、高倉英明教職員課長、樋口勝浩学校指導課長、小山内裕之生涯学習課長、原田仁史文化財課長、黒坂昭弘保健体育課長

5 議案件名及び採決の結果

議案第3号 文化財の県指定に係る石川県文化財保護審議会への諮問について
(原案可決)

6 報告

報告第1号 教員採用選考に係る筆記試験の共同実施について

7 審議の概要

・開会宣告

酒井教育長が開会を告げる。

・会議の公開・非公開の決定

議案第3号は審議会への諮問予定案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とすることを全会一致で決定。

・質疑要旨

以下のとおり。

報告第1号 令和9年度石川県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について
(高倉教職員課長説明)

お手元の資料5ページをご覧ください。

報告第1号の「教員採用選考に係る筆記試験の共同実施について」、ご説明いたします。

まず、「1 共同実施の経緯」ですが、教員採用選考に係る筆記試験については、全国と同様に、これまで本県でも、独自に試験問題を作成してきましたが、全国的に教員採用選考試験の志願者数が、減少傾向にあることから、昨年4月に、文科省から都道府県等に、共同実施についての提案がありました。

その後、本県を含め51の自治体が、共同実施に関する作業部会に参加し、試験日程や費用負担などについて、協議・調整を行ってきましたが、令和9年度に実施する教員採用選考から、共通問題を用いて、採用選考を行うこととなり、本県も、これに参画することとしました。

「2 筆記試験日」ですが、作業部会で協議した結果、5月8日、6月12日、7月10日が試験日に設定され、この中から、各自治体が選択することとなりました。

本県では、これまで実施してきた日程に近い7月10日(土)に筆記試験を行う予定としています。

「3 共同実施に参画する理由」ですが、

- ・複数の自治体が問題作成に参画することにより、試験内容の質が向上すること、
- ・問題作成に係る県教委職員等の負担軽減が図られ、その分を、学校現場への支援に注力できること、

といったメリットがあり、本県としても参画することとしたものです。

なお、実技試験や面接試験については、これまでどおり、県の選考基準に従って行うこととしており、引き続き、丁寧に選考を行っていきたいと考えております。

【質疑】

(新屋委員)

もう少し具体的に共同実施で行われる筆記試験の内容と、本県独自に行う試験について教えていただけますか。

(高倉教職員課長)

本県は全国で唯一、一次試験、二次試験と分けることなく、面接試験をすべての受験生に受けていただいております。共同実施は筆記試験のみ共同で行うことになっており、筆記試験の科目はこれまでと変わりません。それ以外の実技である面接試験については、従来のやり方で行っていきたいと考えています。

(新屋委員)

共同実施の筆記試験には、教科の試験の他に、今まで行っていた教養などの試験も含まれているのでしょうか。

(高倉教職員課長)

一般教養も含めたこれまで本県が実施してきたすべての試験科目が含まれます。

(新屋委員)

今の大学三年生から対象になると思いますが、受験生に対して今回の変更については周知されているのでしょうか。

(高倉教職員課長)

ホームページなどにも掲載することで、早めに対応いただけるようにしております。

(眞鍋委員)

この共通問題というのは、どこで作成されるのでしょうか。

(高倉教職員課長)

文科省の作業部会から外部機関に委託して作成された問題を各県でチェックします。実際は、共通問題とは言いながら、各県で問題を加工して良いことになっており、問題の追加・削除も可能となっております。

(眞鍋委員)

試験日が3日間設定されているということは、問題も3種類作成されるということでしょうか。

(高倉教職員課長)

予備も含めると4種類の問題を作成することになります。

(高野委員)

51自治体が共通の試験を受けるとなると、例えば、石川県の教員採用試験を東京の大学に通っているのので、東京など他の会場で受けるということも可能でしょうか。

(高倉教職員課長)

まだ途中段階というか、そのような段階にまで至っておらず、各自治体が3日間のうち、いずれかの日程を試験日として選び、各自治体の実施方法に基づいて受験していただくこととなります。

(高野委員)

試験を先に受けるか後で受けるかで、有利不利などあるのでしょうか。

(高倉教職員課長)

試験問題は異なりますが、後の方が試験問題の傾向が分かるということはあるかもしれません。

(酒井教育長)

付け加えますと、3日間それぞれ問題は異なりますが、1回目の共同実施に参画する場合でも、自治体ごとに問題を加工できますので、各県ごとに問題は違ってくると思います。

(酒井教育長)

以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第3号 文化財の県指定に係る石川県文化財保護審議会への諮問について

原田文化財課長が説明し、採択の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

・閉会宣言

酒井教育長が閉会を告げる。